

第37回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第37回宮古市農業委員会総会議事録

令和6年5月24日、第37回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和6年5月24日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年5月24日(金)午後2時02分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

4番 山崎 安人 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 荒川 東永  
次 長 小野寺 泉  
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日は、4番山崎委員から欠席の連絡がありました。  
現在、委員9名中8名の出席です。  
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第37回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章7番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章7番朗読)

議長

ありがとうございます。  
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。  
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には6番福土委員と7番去石委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長  
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。  
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。  
(議案書の報告第1号を朗読)  
今回は7件の届出を受理しております。すべて相続による所有権移転で、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。  
それでは届出合計を読み上げて報告といたしますので、3ページをお開き願います。  
(議案書を朗読して報告)

議長

報告が終わりました。  
報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。  
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。  
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(報告第2号)

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を事務局より報告願います。  
小野寺次長。

小野寺次長

議案書の4ページをお開き願います。  
(議案書の報告第2号を朗読)

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、貸貸人及び借借人双方の合意のもと解約した旨の通知を受領しましたので、記載のとおり報告いたします。

議 長

報告が終わりました。  
報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがありましたらお受けいたします。  
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長

議案書の5ページをお開き願います。  
(議案書の議案第1号を朗読)  
それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図の1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。  
(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
続いて、資料ナンバー1をご覧願います。  
現地調査につきましては、去る5月17日に月当番委員の畠山委員、地区担当推進委員の佐々木委員と事務局の私で行っております。  
1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第2種農地に該当します。農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。(2)から(5)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは、該当はございません。  
2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当はございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連はございません。  
以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。  
畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。

ただ今の事務局長の説明のとおりで何も問題はないものと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長

以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。  
これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議 長  
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長

議案書の6ページをお開き願います。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
それでは、付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2の1をご用意願います。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
続いて、資料ナンバー2の1をご覧願います。  
現地調査につきましては、5月17日に月当番委員の畠山委員、地区担当推進委員の戸花委員と事務局の私で行っております。  
1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第2種農地に該当します。農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となります。(2)から(5)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは、該当はございません。  
2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外でございます(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連はございません。  
以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしま

しては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の戸花委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。  
畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。

ただ今の事務局長の説明のとおりでした。許可相当と見てまいりました。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見はございませんか。  
福士委員。

6番福士委員

6番福士です。

今の案件についてではないんですが、農地法の4条とか5条の許可を取って  
家を建てて申請していながら、家を建てなかったケースってあるんでしょうか。

議 長

荒川事務局長。

荒川事務局長

4条や5条の申請をしておきながら、例えば家とか違うものを建てるということがなされなかったかというお尋ねだと思うんですけど、許可が出たあとに、進捗状況を必ず報告することになっておりますので、そのような事例は基本的にはないことになっております。

議 長

福士委員。

6番福士委員

そうすれば、必ず計画通りに実行しているということですね。

議 長

荒川事務局長。

荒川事務局長

申請どおりに行われるのが、まずその通りでございますが、中には取下げが行われる事例もあります。

議 長

それでは、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議 長

次に、付議番号2番について事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長

それでは、付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。

(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

続いて、資料ナンバー2の2をご覧願います。

現地調査につきましては、去る5月17日に月当番委員の畠山委員、地区担当推進委員の堀内委員と事務局の私で行っております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、第3種農地に該当します。申請地は水道管及び下水道管が埋設されている幅員4メートル以上の道路に接し、500メートル以内に■■■、■■■及び■■■等の公共施設が存在していることから、第3種農地と判断されるものでございます。(2)から(4)までは、転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までは、該当はございません。

2の他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当ございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域内でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内でございますが、農用地区域外でございます。(4)の他法令による許認可との関連は、該当ございません。

以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。  
畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。  
私も何も問題ないものとみてまいりました。よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

議 長

以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。  
これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議長 (議案第3号) 次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長 議案書の7ページをお開き願います。  
(議案書の議案第3号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー3の1をご用意願います。  
(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
続いて、資料のナンバー3の1をご覧願います。  
現地調査は、去る5月17日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の大川原委員、事務局の私で行っております。  
1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。  
2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。  
3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の大川原委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。  
畠山委員。

8番畠山委員 8番畠山です。  
私も申請どおり問題ないとみてまいりました。よろしく願います。

議長 説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 質問、意見ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議長 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。  
荒川事務局長。

荒川事務局長 引き続き議案書の7ページをご覧願います。  
付議番号2番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

続いて、資料ナンバー3の2をご覧ください。

現地調査につきましては、去る5月17日に月当番委員の畠山委員、地区担当推進委員の金澤委員と事務局の私で行っております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(3)農地法所定の許可を得て転用された土地に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(3)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。  
畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。  
私も異議無いとみてまいりました。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりました。  
これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質問、意見ないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

議 長

以上で議案第3号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、本日本日予定した日程のすべてを終了いたしました。  
これをもちまして、第37回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。  
ありがとうございました。

— 午後2時02分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 福士 永輝

署名委員 去石 徹